

監督職員の考査項目表

様式 2 - ①

考査項目	細 目	評定の区分		A	B	C	D	E
		必須	任意	実行体制がよく整備されている	実行体制が整備されている	他の事項に該当しない	実行体制の整備にやや不備がある	実行体制の整備に不備がある
1 実行体制	① 実行体制一般	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	(相対的評定項目) □事業着手前に事業計画書及び作業計画書が提出された(約款3条-1、仕様書5条-10)。 □事業計画に相応した実行体制がとれることを事業工程表、現場組織表で確認した(仕様書6条-1)。 □事業内容に応じた安全対策がとれることを安全管理計画で確認した(仕様書6条-1)。 □仕様書に即した事業計画標示板が設置されていることを確認した(仕様書4条-7)。 □異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され、見やすい場所に掲示していることを確認した(仕様書5条-5)。 ◎ □下請承認申請が出されていることを確認した(下請者がある場合)(約款6条)。 ◎ □下請者が承認した者と一致していることを確認した(下請がある場合)(約款6条)。 ◎ □「事業プロセスチェック」で指摘事項がなかったか、監督職員がした指示事項に対する措置が速やかにとられた(仕様書1条-5)。 ◎ □その他 () (絶対的評定項目) □実行体制に不備があり、約款12条に基づき、監督職員から措置請求を行った場合は D 評定とする。 □監督職員からの約款12条に基づく措置請求によっても改善されなかった場合は E 評定とする。				

様式 2 - ③

考 査 項 目	細 目	評 定 の 区 分		A	B	C	D	E
		必 須	任 意	事業管理が適切に なされている	事業管理がほぼ適 切になされている	他の事項に該当し ない	事業管理にやや不 備がある	事業管理に不備が ある
2 実行状況	① 事業管理			(相対的評価対象項目) ☐ 事業計画書と現場での事業実施方法が一致している（仕様書6条-1）。 ☐ 事業区域を図面の掲示や図面の交付などにより作業従事者に周知している（仕様書9条）。 ☐ 事業計画と現場体制（作業用機械を含む）が一致している（仕様書6条-1）。 ☐ 進行管理が適切に行われ、不合理な理由による遅延が生じていない（仕様書13条）。 ☐ 事業を記録した写真が適時に撮影されている（仕様書13条）。 ☐ 使用する材料の品質、規格、数量を証明する資料を整備・保管している（使用材料がある場合）（約款13条）。 ☐ 事業の進捗に支障がないよう材料を調達している（使用する材料がある場合）（仕様書6条-1）。 ☐ 監督職員の立会に際し、あらかじめ立会願いをした記録がある（仕様書15条-1）。 ☐ 監督職員の立会申請は事業の進捗状況に応じ、適切な時期に行っている（仕様書15条）。 ☐ あらかじめ監督職員へ報告した上で官公庁等へ届出等を行っている（届出等の必要がある場合）（仕様書11条-3）。 ☐ 事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故の発生に際し、応急の措置をとった上で報告があった（事故発生の場合）（仕様書4条-8）。 ☐ 複数の事業者が関連してして事業を行う場合、当事者間の連絡調整の結果が文書で記録されている（関連事業者がある場合）（約款2条）。 ☐ 「事業プロセスチェック」で指摘事項がなかったか、監督職員がした指示事項に対する措置が速やかにとられた（仕様書1条-5）。 ☐ その他（ ） (絶対的評価対象項目) ☐ 事業計画書と現場が一致しないため、数次にわたり仕様書1条-5に基づき監督職員が必要な措置を取るよう指示したが、現場代理人が是正しないため、約款12条に基づき措置請求を行った。 ☐ 写真、文書の記録がない、又は著しく不備で、仕様書13条に示した基準を満たしていない。 1項目該当の場合はD評価とし、2項目以上該当する場合はE評価とする。				

様式 2 - ④

考 査 項 目	細 目	評 定 の 区 分		A	B	C	D	E
		必 須	任 意	事業地の管理が適切になされている	事業地の管理がほぼ適切になされている	他の事項に該当しない	事業地の管理にやや不備がある	事業地の管理に不備がある
	②事業地管理			（相対的評価対象項目） ◎ ☐ 測量標、基準標、用地境界杭等が保存されている（仕様書9条-2）。 ◎ ☐ 立入禁止の標示をする等の十分な規制措置が講じられている（一般の立入を禁止する必要がある場合）（仕様書4条-6）。 ◎ ☐ 事業区域を逸脱して事業を実施していない（仕様書9条-1）。 ◎ ☐ 油脂、薬品等の危険物を法令に従って保管・管理している（危険物使用の場合）（仕様書4条-5）。 ◎ ☐ 事業の進捗に応じ、流水の流末処理、枝条等の存置方法に工夫がみられ自然災害の防止に気を配っている（仕様書4条-1）。 ◎ ☐ 休憩所、機械保管場所等現場の整理整頓がなされている（仕様書5条-4）。 ◎ ☐ 現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全対策案の提出があった（対策が必要な場合）（仕様書10条）。 ◎ ☐ 事業終了に際して事業現場等の整理、清掃がなされている（仕様書25条-9（素材））（仕様書26条-9（造林））。 ◎ ☐ 「事業プロセスチェック」で指摘事項がなかったか、監督職員がした指示事項に対する措置が速やかにとられた（仕様書1条-5）。 ◎ ☐ その他（ ） （絶対的評価対象項目） ☐ 事業の実行によって林地保全上著しい支障が生ずるおそれがあったため、約款12条に基づき措置請求を行った場合は D 評価とする。 ☐ 協議なく事業区域を逸脱したり、区域界を示す杭等を毀損した場合は E 評価とする。				

様式 2 - ⑤

考 査 項 目	細 目	評 定 の 区 分		A	B	C	D	E
		必 須	任 意	安全管理活動が適 切になされている	安全管理活動がほ ぼ適切になされて いる	他の事項に該当し ない	安全管理活動やや 不適切である	安全管理活動が不 適切である
3 安全対策	安全管理活動 ・労働福祉			(相対的評価項目) ☐安全管理計画に基づき、安全訓練等の活動が計画的に実施されている（仕様書5条-5）。 ☐現場代理人は請け負った作業についての労働安全に関する法令等を熟知している（仕様書5条-1、8）。 ☐作業現場の安全意識の高揚のため、現場に安全旗が掲揚されている（仕様書5条-1）。 ☐現場代理人は、事業地周辺地域の降雨特性や洪水記録に関する知識を有し、日々の気象予報に気を配っている（仕様書4条-4、5条-9）。 ☐事業実行中の労働災害発生に伴う通報が速やかに行われ、指示した期日までに報告書が提出された（仕様書21条）。 ☐元請者と下請者が連携して安全活動をしたことが記録で確認できる（下請がある場合）（仕様書5条-1、5）。 ☐従業員の過半数が契約相手方（下請を除く）の常勤雇用である。 ☐事業着手前に作業に従事する労働者に関する社会保険、労災保険、健康保険などの法定福利の賦課状況について、各人別一覧表が提出され、未加入の場合については適切な説明が付記されている（変更があればその都度事前に手続きがとられた）（仕様書6条-1、2）。 ☐下請者の雇用する労働者に関する社会保険、労災保険、健康保険などの法定福利の賦課状況について、各人別一覧表が提出され、未加入の場合については適切な説明が付記されている（変更があればその都度事前に手続きがとられた）（下請がある場合）（仕様書20条-2）。 ☐「事業プロセスチェック」で指摘事項がなかったか、監督職員がした指示事項に対する措置が速やかにとられた（仕様書1条-5）。 ☐その他（ ） (絶対的評価項目) ☐現場代理人が適切な指示を与えなかったことに起因して、重大な労働災害が発生した場合は E 評価とする。 ☐安全管理が不適切であり、約款12条に基づき措置請求を行った。 ☐事業着手前に法定福利の一覧表が提出されなかったり、変更のための事前の手続きをとらずに約款6条-2に基づく承諾を得ていない労働者を従事させた。 上記2項目のうち1項目に該当する場合は D 評価とし、2項目とも該当する場合は E 評価とする。				

様式 2 - ⑥

考 査 項 目	細 目	評 定 の 区 分		C	D	E
		必 須	任 意			
4 出来形	検 査 項 目 に 関 する 評 定			（絶対的評定対象項目） ☐実施内容について、仕様書1条-5に基づき、検査基準に適合するよう速やかに補正し完成させたことが確認された場合はC評定とする。 ☐中間検査時等に、実施内容について、約款12条に基づき、措置請求が1度行われた上で完成された場合はD評定とする。 ☐中間検査時等に、実施内容について、約款12条に基づき、措置請求が複数回行われた上で完成された場合はE評定とする。		

様式 3 - ①

考 査 項 目	細 目	評 定		A	B	C	D	E
		区 分	任 意	事業管理が適切になされている	事業管理がほぼ適切になされている	他の事項に該当しない	事業管理にやや不備がある	事業管理に不備がある
2 実行状況	事業管理等			(相対的評定項目) ☐ 現場代理人は監督職員との連絡調整結果を書面に記載していることが確認できた。 ☐ 設計図書に従った事業管理がなされていることが書面、写真等で確認できた。 ☐ 監督職員の立会に際し、あらかじめ立会願いを連絡調整していたことが記録で確認できた。 ☐ 安全管理計画に基づく作業前安全ミーティングなどを定期的に活発に行っていたことが記録で確認できた * 活発であることとは、例えば、日々の業務に応じ、ヒヤリハットなどの危険予知活動、週間目標の設定などが行われているなど定期的に明確な目標をもって活動している場合など。 ☐ 下請がある場合、元請者と下請者が連携して安全活動をしていた記録を確認した。 ☐ 複数の事業者が関連して事業を行う場合、当事者間の連絡調整の結果が記録で確認した（関連事業者がある場合）。 ☐ 使用する材料の品質・規格・数量を証明する資料の提出を受け確認した（使用する材料がある場合）。 ☐ 団体としての安全活動に積極的に取り組んでいることを確認した（安全協議会等がある場合）。 ☐ 撤去すべき施設、オイル缶や薬剤等の空容器、ワイヤーロープの放置やゴミ等の投棄がなく片付けがなされていた。 ☐ 土場周辺等に末木、枝条等が大量に集積放置されたり、沢敷きなどに投棄されているようなことはなかった（地拵、伐採など大量の末木、枝条が発生する作業の場合）。 ☐ 従業員が建退共、林退共等の退職金共済に加入していることについて、各人別の一覧表が提出された。 ☐ 事業完了前に建退共、林退共等の退職金共済に加入していることが、共済手帳又は履行証明により各人別に確認された。 ☐ その他（ ） (絶対的評定項目) ☐ 事業管理のための写真、文書記録がない、又は著しく不備で仕様書13条に示した基準を満たしていない。 ☐ 後片付けが適切に行われておらず林地保全上問題がある。 上記2項目のうち1項目に該当する場合はD評定、2項目に該当する場合はE評定とする。				

様式 3 - ②

考 査 項 目	細 目	評 定 の 区 分		A	B	C	D	E
		必 須	任 意	検 査 要 領 に 定 め る 基 準 を 満 た し、 優 れ て る	検 査 要 領 に 定 め る 基 準 を 満 た し て い る	他 の 事 項 に 該 当 し な い	検 査 要 領 に 定 め る 基 準 は 満 た し て い る が 他 に 問 題 が あ る	検 査 要 領 に 定 め る 基 準 は 満 た し て い る が 他 に 大 き な 問 題 が あ る
4 出来形	約 款、仕 様 書 検 査 要 領 に 基 づ く 総 合 評 定			(相 対 的 評 定 項 目) ☐ 事業計画書の内容が適切であり、特段の問題がなかった。 ☐ 事業計画書の内容が充実しており、他の模範となるものであった。 * 例えば、単なる数字や文字の羅列ではなく、第三者の目から見て事業着手から完成に至る全過程が合理的、客観的に説明された目論書となっている場合など。 ☐ 事業が承認を受けた期間内に完成させた（変更承認があった場合はその承認された期間）。 ☐ 記録写真の編纂が適切であり、特段の問題がなかった。 ☐ 第三者にも事業実施経過が理解できるよう記録写真の編纂に工夫が見られるなど優れている。 * 例えば、再現性に工夫があり、事業の記録写真として他の見本となるような優れた場合など。 ☐ 監督職員と現場代理人の連絡調整内容が適切である。 * 例えば、事業の進捗状況の報告が適時に行われたり、問題が発生した場合は携帯写真によるメール送信により現場の適切な状況把握が行われ、速やかに解決されている場合など。 ☐ 傾斜、斜面の向きなど現場の条件、植生状況、樹木の生長に応じた作業が行われている。 ☐ 事業地及び周辺地域への環境対策が適切だった。 * 例えば、間伐事業地内に水源地があることが分かった際に、土場の位置や集材路の位置を見直すなど計画を柔軟な対応が行われている場合など。 ☐ 労働災害の発生がなかった。 ☐ 下請者との連絡調整及び安全活動などが他の模範となるものであった（下請者がある場合）。 * 例えば、労働安全衛生法15条の規定に従い元請者と下請者双方に課せられた責務を果たしていることを具体的に記録で確認できるような場合など。 ☐ 公衆の用に供する道路等の公共物の損傷、汚損や第三者への損害を及ぼすことはなかった。 ☐ その他（ ） (絶 対 的 評 定 項 目) ☐ 事業完成のため、監督職員から約款12条に基づく措置請求が発せられていた場合は D 評定とする。 ☐ 事業完成のため、監督職員から約款12条に基づく措置請求が発せられ、かつ事業の品質が劣っていた場合は E 評定とする。				

様式 4

考査項目	細目	技術改革等キーワード一覧	例示
5 技術改革等	技術改革等 キーワード 技術普及への対応	□研修会・現地検討会の開催、技術交流の実施 □データ収集への協力、技術高度化試行 □他部門との連携	○研修会・現地検討会の開催に協力した。 ○受注事業地を現場従業員（複数の事業者間）の技術交流の場として活用した。 ○受注事業地に研修・視察を受け入れた。 ○受注事業地について国、公共団体、事業者団体が主催したコンクール等の顕彰事業へ参加した。 ○受注事業地を活用して技術展示等の現場へ応募した。 ○受注している事業地を事業者主催による技術高度化研修活動の場として活用した。 ○新規就労者の受け入れ現場とした。 ○国、公共団体、試験研究機関等が実施する功程等の調査に協力した。 ○地域に普及していない高能率作業用機械の導入・実演の場として受注事業地を活用した。 ○独自に開発した車両・機械を受注事業地で使用し、一般に公開した。 ○受注事業地を例に造林と素材生産の事業連携を提案した。 ○受注事業地を例に素材生産と製材加工の連携を前提とした作業仕組を提案した。 ○受注事業地における山土場作業の簡素化に取り組んだ。

様式 4

考 査 項 目	細 目	技 術 改 革 等 キーワード一覧	例 示
	厳 しい 自 然 条 件 へ の 対 応	☐ 流水の分散 ☐ 急峻な地形の克服提案 ☐ 地山復元 ☐ 湿地、火山地帯での対応 ☐ 稀少な動植物景観への配慮	○ 搬出路の開設にあたり斜面の横断により流域変更をしないよう十分注意して取り組んだ。 ○ 搬出路の開設にあたり洗い越し等流水を妨げない方法をにに取り組んだ。 ○ 排水施設は崩壊につながらないように流末処理を徹底する取組をした。 ○ 粗朶敷き、水切りなど路床保護に取り組んだ。 ○ 架線系から車両系への転換に取り組んだ。 ○ 長期利用可能な搬出路の開設に取り組んだ。 ○ 搬出路、山土場などについて盛り土基礎作業と締め固めの徹底に取り組んだ。 ○ 搬出路、山土場などの切り土法面の法高の抑制に取り組んだ。 ○ 搬出路、山土場などに整備にあたり、植生・表土の保護に取り組んだ。 ○ 泥濘対策等特別な工夫が必要な搬出路の開設作業に取り組んだ。 ○ 火山、風化土壌など作業困難地での開設に取り組んだ。 ○ 自然公園特別地域での作業に景観保護に取り組んだ。 ○ イヌワシなど稀少種保護のため事業期間が制限された作業に取り組んだ。 ○ 天然記念物等の保護等特別な配慮が必要な作業に取り組んだ。

様式 4

考 査 項 目	細 目	技 術 改 革 等 キーワード一覧	例 示
	厳 しい 社 会 条 件 へ の 対 応	☐ 周 辺 環 境 へ の 配 慮（濁水等）	○ 流 末 処 理 を 慎 重 に し な け れ ば な ら ない 作 業 に 取 り 組 ん だ。 ○ 土 砂 流 出 等 公 道 等 へ の 影 響 緩 和 措 置 が 必 要 な 作 業 に 取 り 組 ん だ。 ○ 地 元 調 整 の 制 約 の あ る 作 業 に 取 り 組 ん だ。
		☐ 道 路 等 の 公 共 物、人 家 へ の 配 慮	○ 公 道 や 人 家 な ど に 近 接 し た 事 業 地 で の 作 業 に 取 り 組 ん だ。
	事 業 現 場 で の 対 応	☐ 自 然 災 害 等 に 対 す る 臨 機 の 措 置	○ 出 水、台 風 等 に よ る 通 行 の 障 害 対 策 に 協 力 し た。
		☐ 現 場 条 件 に 対 応 し た 作 業 方 法 の 自 発 的 提 案 と 対 応 等	○ 現 場 代 理 人 と 監 督 職 員 の 間 で 作 業 除 外、作 業 繰 入 の 提 案 を 行 っ た。 ○ 岩 石 地 な ど 作 業 困 難 地 回 避 の た め の 提 案 と 対 応 に 取 り 組 ん だ。
	安 全 対 応	☐ 労 働 災 害 の 低 減	○ 蜂 ア レ ル ギ ー の 検 査、自 己 注 射 器 の 処 方・交 付 な ど 蜂 刺 さ れ 対 策 を と っ た。 ○ 防 護 衣 を 備 え チェンソー に よ る 切 り 傷 防 止 対 策 を と っ た。
		☐ リ ス ク ア セ ス メン ト の 実 施	○ リ ス ク ア セ ス メン ト を 実 施 し た。
	そ の 他	☐ そ の 他	

注：評点は、1項目1点とし最高点を15点とすること。但し、リスクアセスメントについては2点とすること。